

平成 21 年 11 月 2 日

各 位

会社名 株式会社 ロ プ ロ
代表者名 取締役社長 家田 孝
(コード番号 8577 東証・大証 1 部)
問合せ先 執行役員経営管理本部長 神々輝彦
(TEL 06-6393-0201)

会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、平成21年11月2日開催の取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所にその申立てを行いました。同申立ては、同日受理され、直ちに、同裁判所より弁済禁止等の保全処分、強制執行等に係る包括的禁止命令、並びに監督命令及び調査命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件申立てによって、債権者の皆様をはじめ、これまでご支援ご協力を頂きました関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けする事態となりましたことにつき、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

今後は、東京地方裁判所及び同裁判所から監督委員兼調査委員に選任された内田実弁護士
の監督の下、役職員一丸となって会社の事業の再建に尽力して参る所存ですので、何卒ご理解
とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由

当社は、昭和 45 年 3 月に株式会社日栄として設立され、中小零細企業事業者に対する手形貸付、証書貸付、商業手形割引などを主たる事業として業績を拡大いたしました。平成 12 年 3 月期に入り、当社及び当時の連結子会社（日本信用保証株式会社）による債権取立行為にかかる不祥事件等の影響を受け、その融資残高を大幅に減少させる結果となりました。

その後、当社は、平成 14 年 11 月に商号を株式会社ロプロ（現商号）に変更し、業績改善のために様々な合理化施策に取り組んで参りましたが、貸金業法 43 条のみなし弁済の要件を厳格に解釈した平成 18 年 1 月の最高裁判決を契機とする、いわゆる過払金返還請求の急激な増加、及び過払金返還請求に対する引当金の大幅な積増し等により、資金収支及び収益が大きく圧迫され、財務内容は著しく悪化いたしました。

また、平成 18 年 12 月に成立した「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」によって、貸金業に対する一層の規制強化が図られることとなり、その結果、当社を

含む商工ローン業者及び消費者金融会社等に対する金融機関の与信が著しく低下し、新たな資金調達を行うことが困難な事態となりました。さらに、いわゆるサブプライム・ローン問題の余波等によって、顧客である中小零細企業者に対する貸付金の貸倒れが増加すると同時に、貸倒引当金の大幅な積み増しが必要となり、その結果、当社の財務内容は一段と悪化し、資金調達手段がより制限されるという悪循環に陥りました。

当社は、これらの事業環境の急激な変化に対応するため、店舗の統廃合や希望退職者の募集による人員削減等のリストラ策を推し進め、創業者一族の退陣により経営体制を刷新して再建に努めて参りましたが、融資額の減少に伴う利息収入等の収益の減少は如何ともし難く、また、新たな資金調達も望めない状況の中、過払金返還による資金流出は高止まりした状況のまま推移したため、資金収支は悪化の一途を辿りました。

以上のような経過により、当社がこのまま自力で事業継続した場合、早晚、その資金繰りが破綻することは必至な状況にあり、そのような事態に至った場合、当社の企業価値は著しく毀損することになります。当社といたしましては、このまま現状を放置して当社の企業価値が著しく毀損した場合、スポンサーによる資金提供等の途も事実上絶たれ、結果、債権者の皆様を始めとする関係者の皆様方に対してより多大なご迷惑をお掛けすることが避けられないと判断し、やむを得ず、会社更生法に基づく手続に従って会社再建を目指すこととし、本日申立てを行うに至りました。

2. 負債総額（平成 21 年 6 月 30 日現在 貸借対照表）

21,881 百万円（※なお、会社更生手続において、今後増加する可能性があります。）

3. 今後の見通し

今後につきましては、東京地方裁判所及び監督委員兼調査委員である内田実弁護士の指導監督の下、スポンサーの選定及びその支援も視野に入れて事業の再建を目指し、債権者の皆様に対して少しでも多くの弁済額を確保できるよう、全社一丸となって取り組んで参る所存でございます。

4. 有価証券上場規程第 605 条第 1 項に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無 有価証券上場規程に規定された再建計画等の審査に係る申請は行わない予定です。

5. 平成 22 年 3 月期第 2 四半期報告書提出遅延等について

(1) 提出遅延等の理由

当社は、表題部に記載のとおり、平成 21 年 11 月 2 日に会社更生手続開始の申立てを行ったことにより、決算業務に大幅な遅れが生じることが見込まれます。

そのため、以下のとおり、平成 22 年 3 月期第 2 四半期決算短信の開示延期、及び平成 22 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出遅延が見込まれます。

(2) 当該第 2 四半期決算短信の開示時期について

当初開示予定日は、平成 21 年 11 月 13 日ですが、同日までに開示できる見通しは立っておりません。また、現時点において、その後の開示についての具体的見通しも立っておりません。

(3) 当該第 2 四半期報告書の提出時期について

法定提出期限は平成 21 年 11 月 16 日ですが、同日までに提出できる見通しは立っておりません。また、現時点において、その後の提出についての具体的見通しも立っておりません。

(ご参考) 会社更生手続開始申立ての概要及び当社の現況

1. 申立ての概要

(1) 申 立 日	平成 21 年 11 月 2 日
(2) 弁済禁止等の保全処分	同日
(3) 包括的禁止命令	同日
(4) 監督命令兼調査命令	同日
(5) 管 轄 裁 判 所	東京地方裁判所
(6) 事 件 名	平成 21 年 (ミ) 第 31 号 会社更生手続開始申立事件
(7) 申 立 代 理 人	きっかわ法律事務所 弁護士 小 原 正 敏 同 野 城 大 介 同 神 原 浩 LM法律事務所 弁護士 小 畑 英 一 同 柴 田 祐 之 同 島 田 敏 雄 同 本 多 一 成
(8) 監督委員兼調査委員	弁護士 内 田 実

2. 当社の現況

(1) 商号	株式会社ロプロ		
(2) 本店所在地	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号		
(3) 役員 の 状 況	代表取締役社長	家 田 孝	
	取締役	武 繁 和 夫	
	取締役	吉 田 生 喜	
	取締役	小 幡 幸 洋	
	取締役 (社外)	岸 本 満 季	
	常勤監査役	野一色 剛	
	監査役 (社外)	寺 地 孝 之	
	監査役 (社外)	村 上 博 一	
(4) 事業内容	事業者向け資金の貸付		
(5) 資本金	35,195 百万円		
(6) 設立年月日	昭和 45 年 3 月 17 日		
(7) 大株主及び持株比率 (平成 21 年 9 月 30 日現在)	松田観光株式会社	21,773 千株	19.08%
	松 田 一 男	10,369 千株	9.09%
	松 田 龍 一	7,379 千株	6.47%
	ビクテアント`シーヨーロッパ`エスエー	2,000 千株	1.75%
	メロンバンクエービ`ーエヌアムロク`ローハ` ルカステ`イエヌア`イ	1,691 千株	1.48%
	大阪証券金融株式会社	1,522 千株	1.33%
	島 尻 昭 二	620 千株	0.54%
	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口 3)	534 千株	0.47%
	近 藤 洋 子	482 千株	0.42%
	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口 1)	481 千株	0.42%
(8) 株主総数	19,002 名 (平成 21 年 9 月 30 日現在)		
(9) 株式の状況	発行済株式総数 普通株式:114,107,446 株		
(10) 従業員数	122 名 (平成 21 年 9 月 30 日現在)		
(11) 労働組合	なし		
(12) 負債総額	21,881 百万円 (平成 21 年 6 月 30 日現在)		

(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）				
決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	
純資産	60,493百万円	31,338百万円	2,236百万円	
総資産	176,568百万円	108,848百万円	28,929百万円	
1株当たり純資産	550.49円	285.19円	20.35円	
営業収益	26,268百万円	14,641百万円	4,553百万円	
営業利益	△4,191百万円	△27,523百万円	△27,467百万円	
経常利益	△4,817百万円	△27,516百万円	△27,455百万円	
当期純利益	△23,978百万円	△29,095百万円	△29,121百万円	
1株当たり純利益	△218.20円	△264.77円	△265.00円	

3. 債権者説明会の予定

当社は、債権者の皆様を対象として、本件会社更生手続申立てに至った事情、現在の当社の状況、今後の再建の見通し等についてご説明いたしたく、下記のとおり債権者説明会を開催することを予定しております。

大阪会場

- 開催日時：平成21年11月5日（木）午後1時00分から午後3時00分（開場 午後0時30分）
- 開催場所：エル・おおさか
〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14

東京会場

- 開催日時：平成21年11月6日（金）午前9時45分から午前11時30分（開場 午前9時15分）
- 開催場所：文京シビックホール
〒112-0003 東京都文京区春日1-16-21

●債権者説明会の詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.lopro.co.jp>) をご参照下さい。